

## 嘉麻市地域整備協議会条例

平成29年3月23日

条例第1号

### (設置)

第1条 嘉麻市内各地域の均衡ある活性化を目指し、地域特性をいかした地域整備のあり方等を協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市地域整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (名称及び協議区域)

第2条 協議会の名称及び協議区域は、次のとおりとする。

名称	協議区域
嘉麻市山田地域整備協議会	合併前の山田市の区域
嘉麻市稲築地域整備協議会	合併前の稲築町の区域
嘉麻市碓井地域整備協議会	合併前の碓井町の区域
嘉麻市嘉穂地域整備協議会	合併前の嘉穂町の区域

### (所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査協議する。

- (1) 各地域の地域特性をいかした地域整備のあり方に関すること。
- (2) 各地域の庁舎周辺地域の整備方針及び支所のあり方に関すること。
- (3) その他各地域整備に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、それぞれ委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 9人以内
- (3) 市民からの公募による者 2人以内

### (任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する諮問に係る事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、それぞれ会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調整会議)

第8条 協議会相互の情報共有及び総合調整を図るため、嘉麻市地域整備協議会連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- 2 調整会議は、各協議会から選出される委員12人以内で組織する。
- 3 調整会議を兼ねる委員の任期は、第5条の規定にかかわらず各地域の全ての協議会の諮問に関する事務が終了するまでの間とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 嘉麻市地域整備協議会条例施行規則

平成29年3月31日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市地域整備協議会条例（平成29年嘉麻市条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、嘉麻市地域整備協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議開催の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に準じて、会議録を作成しなければならない。

(調整会議の組織)

第4条 嘉麻市地域整備協議会連絡調整会議（以下「調整会議」という。）は、条例第2条に定める各協議会の会長、副会長及び学識経験者をもって組織する。

(調整会議の委員長及び副委員長)

第5条 調整会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第6条 第2条及び第3条の規定は、調整会議について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。